

よつば小学校・寺方南小学校電子黒板等
小中学校 I C T 環境再整備
仕様書

守口市教育委員会
令和 7 年 4 月

1-1) 調達の背景及び目的

令和4年12月に発表された文部科学省の「学校教育情報化推進計画」では、ICTの環境整備として、文房具と並ぶマストアイテムとして1人1台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須であるとされています。またICTを活用するための環境の整備として、大型提示装置（電子黒板）など授業の質を高める教育環境についても、高度化を進める必要があると示されています。

本市教育委員会では、平成30年のよつば小学校・寺方南小学校の開校に合わせて、電子黒板等のICT機器を整備し、活用による授業改善を図ってきたところです。また令和2年度よりGIGAスクール構想として、児童生徒1人1台端末を整備し、電子黒板との連携機能を活用した授業を展開しています。

しかしながら、両校の電子黒板については、導入から再リースを含め7年が経過し、不具合や故障、劣化が進み、修理件数が増加しています。また、同時期に各小中学校の普通教室に整備をした無線LANアクセスポイントも導入から7年が経過しました。

これらの機器の更新を進めることにより、本市教育委員会において、さらに質の高い教育活動を展開し子どもたちの学びの支援をまいります。

1-2) 契約名称

よつば小学校・寺方南小学校電子黒板等小中学校ICT環境再整備

1-3) 調達方式

地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第1号に基づく長期継続契約

1-4) 賃貸借期間

令和7年7月1日～令和12年6月30日までの60か月とする。

1-5) 調達物品の主な納品先

学校名	住所・連絡先等
守口市立守口小学校	〒570-0095大阪府守口市八島町13-40
	電話番号06-6991-2367
守口市立庭窪小学校	〒570-0002大阪府守口市佐太中町1-6-10
	電話番号06-6901-2369
守口市立八雲小学校	〒570-0006大阪府守口市八雲西町4-31-31
	電話番号06-6991-2490
守口市立錦小学校	〒570-0042大阪府守口市寺方錦通2-8-45
	電話番号06-6998-3661
守口市立金田小学校	〒570-0011大阪府守口市金田町3-11-11
	電話番号06-6901-6667
守口市立梶小学校	〒570-0015大阪府守口市梶町4-79-12
	電話番号06-6902-8300

守口市立藤田小学校	〒570-0014大阪府守口市藤田町1-58-18
	電話番号06-6903-2321
守口市立八雲東小学校	〒570-0021大阪府守口市八雲東町2-77-7
	電話番号06-6909-3221
守口市立佐太小学校	〒570-0002大阪府守口市佐太中町6-11-51
	電話番号06-6902-1171
守口市立よつば小学校	〒570-0012大阪府守口市大久保町2-17-26
	電話番号06-6901-5425
守口市立さくら小学校	〒570-0035大阪府守口市東光町2 - 1-4
	電話番号06-6992-6551
守口市立寺方南小学校	〒570-0047大阪府守口市寺方元町4-1-45
	電話番号06-6991-0642
守口市立第一中学校	〒570-0086大阪府守口市竹町12-29
	電話番号06-6991-0680
守口市立庭窪中学校	〒570-0002大阪府守口市佐太中町4-1-7
	電話番号06-6902-6951
守口市立八雲中学校	〒570-0006大阪府守口市八雲西町3-5-21
	電話番号06-6992-3920
守口市立梶中学校	〒570-0015大阪府守口市梶町4-28-5
	電話番号06-6902-0813
守口市立錦中学校	〒570-0043大阪府守口市南寺方東通4-1-31
	電話番号06-6998-6610
守口市立大久保中学校	〒570-0012大阪府守口市大久保町4-23-46
	電話番号06-6902-1161
守口市立樟風中学校	〒570-0074大阪府守口市西郷通3-14-60
	電話番号06-6992-7181
守口市立さつき学園	〒570-0055大阪府守口市春日町13-26
	電話番号06-6991-0440

1－6）リース料の支払時期および支払い方法

リース料の支払いについては、月額払とし、受注者は契約金を月毎の均等割りにして、本市教育委員会の指示に従って請求するものとする。（支払いは毎月１０日までに前月分を本市教育委員会に請求し、発注者は、前項の請求に係る請求書を受理した日から起算して３０日以内にリース料の支払いをおこなう。

2-1) 調達物品の保守・補償条件

- ・動産総合保険またはこれと同等以上のものを付保すること。火災及び過失（水濡れ、落下等による破損）、盗難による損害は適用の対象とすること。消耗品やソフトウェアは適用の対象外とする。また地震・噴火・津波並びに故意及び重過失による損害は適用対象外とする。動産総合保険を適用させた修理を実施する場合は、受注者は速やかに本市教育委員会、構築ベンダ等に適切な指示を出し、必要な手続きをおこなうこと。
- ・「調達物品詳細説明と技術等の要求要件」内で示す機器（ハードウェア、ソフトウェア、システムを含む）は、リース期間中、メーカー保守又はそれと同等の保守（以下「メーカー保守」という）をおこない、要件内に示すメーカー保守期間においては、無償修理とすること。電子黒板一式のうち、外付けで機能を追加するものについての保守期間については、本市教育委員会と協議の上期間を設定すること。保守作業はオンサイトでを行い、修理は引取り又は訪問のいずれかで対応するものであること。引取り修理や保守作業などでは、代替機を用意するなどして、授業に支障が出ないようにすること。いずれも修理依頼日から翌日以降の対応可とする。当該のメーカー保守における修理に係る費用（運搬等含む）は受注者が負担すること。修理対応状況は保守対応業者を通じて、経過を随時報告するとともに、修理完了の目安を示すこと。修理完了後は本市教育委員会に書面にて報告すること。
- ・今回調達する機器の不具合又は修理にて、機器の再設定が必要な場合や導入校の環境に機器を再設定する必要がある場合、又は、今回調達するソフトウェア（アプリケーション）の不具合等にて機器の再設定の作業が必要となる場合は、リース期間中、機器の回収並びに必要な設置作業、設定作業を実施し、調達する機器及びソフトウェア（アプリケーション）が正常な状態で機能を保つよう保守を実施すること。また本市教育委員会の求めに応じて保守対応の報告を書面でおこなうこと。今回調達する機器にネットワーク障害等が発生した場合も、リース期間中は本市教育委員会とともに原因究明を行い、必要な手段を本市教育委員会側に教示すること。
- ・付保証書の写しまたは付保していることを証明する書類を提出すること。
- ・メーカー保守の保証書又は証明書及び保証範囲内を記した条項等の書類はファイリングを行い、リース期間中は大切に保管するとともに本市教育委員会が提示を求めたときは、速やかにそれに応じること。
- ・本契約は保守込みとする。

2-2) 調達物品のリース契約期間後について

- ・契約期間終了後は、調達物品一式を無償譲渡すること。

3-1) 納入及び設置に関する作業について

- ・今回の調達で各学校に納入する物品については、「調達物品詳細説明と技術等の要求要件」で示すとおりである。
- ・今回の調達で各学校に納入する物品はすべて、本市教育委員会と協議の上、それぞれの機能を正常かつ安全に使用できるよう、機器を接続するためのケーブル類を含めて、機器の搬入・設定・組み立て・設置作業を実施すること。また、システムが問題なく利用できるように調達物品の設定・調整・システム構築を行うこと。また、それら全ての費用は本調達に含めること。

- ・今回調達する電子黒板機器一式は次項のとおり本市教育委員会が定める配置・設定・接続をおこなうとともに、本市教育委員会が定める設置場所に設置すること。配線は、机間・床に落とす場合は結束するなどして、足下に複数のケーブルや線が露出することが無いようにすること。次項で示すケーブル類の費用は今回の調達にすべて含めること。
- ・今回調達するスイッチングハブと電子黒板用PC・無線 LANアクセスポイントを有線LAN（3 m以上）で接続させ、スイッチングハブから有線LAN（5 m以上）で教室にある情報コンセントと接続すること。
- ・書画カメラと電子黒板は HDMIケーブル（5 m以上）、電子黒板用PCと電子黒板をHDMI ケーブル（3 m以上）で結び、その他の外部接続機器（iOSミラーリング機器やブルーレイディスクレコーダーなど）が有る場合もHDMIケーブル（3 m）で結び、それぞれの映像が物理的、もしくは電子黒板内ソフトウェアによる切り替えスイッチにより入出力が切り替えできるようにしておくこと。また、書画カメラと電子黒板はUSBケーブルでつないで、書画カメラからの映像入力ができるようにしておくこと。
- ・今回調達する電子黒板用PCは、電子黒板や情報コンセント、電源等と接続する各種ケーブルを結線した状態で、収納ワゴン内に収納すること。天板上には書画カメラ、無線LANアクセスポイント、HDMI外付け機器を結線した状態で据え置きにすること。

3－2）設置に関する共通事項について

- ・本仕様書に定められていない事項、その他疑義がある場合は、その都度本市教育委員会との協議の上、明確化するものとし、受注業者の一方的な解釈によって判断してはならない。
- ・今回、調達する主な物品には機器名、リース業者名、契約期間等を記載したラベルを貼ること。
- ・納入時に発生する梱包材や空き箱等の残材は、納入業者が責任をもって処分すること。
- ・調達したハードウェア毎にマニュアル一式を用意すること。また、調達したソフトウェア製品毎にメディア及びマニュアル一式を用意すること。オンラインマニュアルとして提供されている場合は、指示されたコンピュータにインストールすること。納品先はすべて本市教育委員会とする。ただし、重複するマニュアルについては、その一部を受注者で引き取るよう指示した場合は、その指示に従うこと。
- ・リカバリーに必要なメディア・媒体又はその手順書を本市教育委員会に提供すること。
- ・搬入設置、配線、環境設定等に係る費用及び、全てのハードウェア・ソフトウェアを正常に稼働するうえで必要となるものは全て納入するものとし、これらすべてを費用に含むこと。

4 調達物品の設定について

4－1）設定に関する共通作業条件

- ・本調達する機器については、校内のネットワークで利用できるように、設定をおこなうこと。ドメインの設定とともに Active Directory 環境に接続させ、必要な設定作業を実施すること。また、導入校に設置されている既存の学校サーバーを通じてインターネットに通信できるように、プロキシの設定をおこなうこと。また、これらの機器については IP アドレスを設定すること。
- ・Active Directory 環境に接続するための情報（サーバー管理者 ID・パスワード、サーバーIP アドレス、コンピュータ用 IP アドレス（体系含む）、プロキシ情報、コンピュータ名等など）を、本市教育委員会より別途通知する。（保守業者と連携の上対応にあたるこ

と)

- ・今回調達する電子黒板用PCの設定に関しては、本市教育委員会との協議によりシステムのインストール・設定の計画を進めること。
- ・今回調達する電子黒板用 PC すべてに以下の有償ソフトウェアのインストール・設定をおこない、そのライセンス費用も本調達に含むこと。

「xSyncClassroom (テクノホライゾン株式会社)」

- ・既存の教育用タブレットPC (iOS) が電子黒板用PC等と連携してソフトウェア等を利用できるように電子黒板、その他の設定をおこなうこと。
- ・今回調達する電子黒板用PCにてインターネットアクセス等について障害が発生した場合は、既設のクラウド環境、無線アクセスポイント、フロアスイッチ、プロキシサーバ、ファイヤーウォール等の設定および稼働状況を受注者にて確認し、本市教育委員会、ネットワーク保守業者と連携の上、解決すること。また、その際に必要な費用も含むこと。
- ・今回設定するソフトウェアは、利用に際しては媒体の要求が発生しないようにすべての機能をインストールしておくこと。また、納期時点で最新の更新・修正プログラムを適用しておくこと。これら全てのソフトウェアに対して、納品時点で入手可能である適切なパッチを全て適用すること。但し、更新・修正プログラムの適用によって納入する機器・ソフトウェアの動作に支障が出る場合は、本市教育委員会に対し最適な方法を提示、協議の上、対応を決定すること。
- ・既設システムの設定変更等については、受注者は本市教育委員会の管理・許可のもと、本市教育委員会が開示する情報をもとに実施をおこなうこと。受注者は事前に本市教育委員会と協議のうえ作業にあたること。納品完了時までの障害発生時には本市教育委員会と連携し、早急な復旧を行うことのできる体制を確立すること。作業期間中の作業において、作業従事者の故意、又は重過失によって既存システムに障害や故障が発生したときに、既存システム構築ベンダ、保守業者への作業依頼等が発生する場合は、受注者負担とする。ただし、障害発生原因が既設システムに起因する場合は受注者の費用負担はおこなわない。

5 導入スケジュール等について

5-1) 導入作業期間と完了期日

- ・導入にあたっては、授業に支障が出ないように、本市教育委員会と協議のうえ、実施すること。設置等に向けた導入校への事前調査は令和7年5月23日以降より可能であり、導入校の教室等の作業可能開始は令和7年5月30日からとする。
- ・令和7年6月30日までに作業を完了させ、本市教育委員会からの検査を受けて合格すること。不合格の場合は、すぐにやり直しをおこなうための体制を整え、必要な作業を実施すること。
- ・各校の個別の導入スケジュールは、本市教育委員会と協議すること。また、受注者は本市教育委員会に作業日程を記載した表を作成して提出すること。学校や本市教育委員会からの説明や日程変更の申し出があった場合はその都度、調整すること。

6 講習会に係る事項及び守秘義務等の留意事項について

6-1) 講習会に係る事項

- ・「調達部品と技術的要件等について」のなかで定める電子黒板一式については、専門知識を有するインストラクター又は社員等による校内講習会を、それぞれの導入校にて令和7年7月から8月の間におこなうこと。

6-2) 守秘義務における留意事項

- ・本件において知り得た個人情報、本市教育委員会コンピュータシステムの情報や設定、また本件において実施した作業に関する一切の情報を第三者へ漏洩、又は不当な目的に使用してはならない。受注者は、この業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た事項を、他に漏らさないように指導すること。本事業に関する情報の漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市教育委員会に報告し、本市教育委員会の決定により解決すること。また受注者は事故への対応後、速やかに報告書を本市教育委員会に提出すること。本市教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市教育委員会が受注者の違反行為に付き、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

7 調達物品と技術的要件について

7-1) 主な調達物品及び台数等に係る基本的な構成概要

No	調達物品名	数量及び校数等
A	電子黒板 一式	一式×40
B	無線 LAN アクセスポイント一式	一式×323
C	ケーブル類 その他	下記記載の必要数

※上記の調達物品に加え、付属機器として調達が必要なものは、「調達物品詳細説明と技術等の要求要件」に記載している。

各校数量

	学校名	A	B	C
1	守口市立守口小学校	0	16	必要数
2	守口市立庭窪小学校	0	16	
3	守口市立八雲小学校	0	16	
4	守口市立錦小学校	0	16	
5	守口市立金田小学校	0	16	
6	守口市立梶小学校	0	16	
7	守口市立藤田小学校	0	16	
8	守口市立八雲東小学校	0	16	
9	守口市立佐太小学校	0	16	
10	守口市立よつば小学校	20	16	
11	守口市立さくら小学校	0	16	
12	守口市立寺方南小学校	20	16	
13	守口市立第一中学校	0	16	
14	守口市立庭窪中学校	0	16	
15	守口市立八雲中学校	0	16	
16	守口市立梶中学校	0	16	
17	守口市立錦中学校	0	16	
18	守口市立大久保中学校	0	16	
19	守口市立樟風中学校	0	16	
20	守口市立さつき学園	0	19	

7-2) 調達物品詳細説明と技術等の要求要件

A 電子黒板機器 一式

1、電子黒板

【メーカー保守】

有り（5年無償保証）

【数量】

40式

【納品先】

「調達物品の主な納品先」に記載の学校の指定する教室

【電子黒板の筐体】

- ・保守運用性を考慮し、国内メーカー（海外メーカーの現地法人モデルは不可）であること。
- ・VCCIクラスB及び、Sマーク認証製品・電気用品安全法、安全適合マーク、CUD認証を取得していること。
- ・65型以上70型以下の液晶パネルのものであること。
- ・40kg以下であること（スタンドを除く）
- ・赤外線遮断検出方式の一体型電子黒板であること。
- ・後付タイプ・外付タイプは不可であること。
- ・解像度は3840x2160ドット以上であること。
- ・最大40点のタッチに対応すること。
- ・輝度は標準値で500cd/m²以上であること。
- ・視野角178°以上であること。
- ・AndroidOS、WindowsOSに対応すること。
- ・ミニD-Sub15ピンを1つ以上搭載していること。
- ・HDMI端子を4つ以上搭載していること。
- ・導入される授業支援ソフトの操作ができる物理ボタンを有すること。
- ・HDMIからの外付け機器に対して、それぞれタッチ操作が可能であること。
- ・USBケーブル、HDMIケーブルを挿しかえることなく、電子黒板用PC、書画カメラ、HDMI接続機器等を切り替え、タッチ操作できること。
- ・3.5mmモニステレオジャックの音声入力を1つ以上搭載していること。
- ・スピーカー出力合計20W+20W、15W（背面サブウーハー）以上であり、前面に配置していること。

- ・今回調達する電子黒板用PCを使用せずにHDMIもしくはミニ D-Sub15 ピン接続された書画カメラおよびタブレット端末（iOS）の映像上に書き込みが出来ること。
- ・書き込んだ画像は、電子黒板本体に直接保存できること。
- ・電子黒板用 PC を使わずに筐体内蔵機能でホワイトボードとして利用できること。
- ・電子黒板用 PC を使わずに筐体内蔵機能で静止画、PDF ファイル等を表示・描画できること。
- ・コントラスト比 1200：1（IPS方式）以上であること。
- ・電子黒板側のホワイトボードデータをパソコン側でも編集できること。
- ・電子黒板画面を、ワンアクションで画像保存できること：パネル前面のスクリーンショットボタンを活用できること。
- ・ハンドル（グリッド調節ボタン）の位置に合わせて比較画像のサイズが拡大・縮小できること。
- ・将来的な拡張性を考慮して電子黒板本体に各種教育用アプリ（児童向けペイント&発表ソフトウェアなど）のポータルサイトが搭載されていること。

【電子黒板の付属品】

- ・メーカー純正のタッチペン、リモコンを付けること。
- ・OA タップ（3 ピンプラグ対応、8 口以上、5 m以上、背面マグネット付き）を台数分用意すること。

2、電子黒板用スタンド

- ・画面中央の高さが1 5 0 0mm を超えて設置ができるスタンドを台数分用意すること。
- ・高さ調整が5段階以上できること。
- ・耐荷重等の安全性が確認されているメーカー純正品であること。
- ・車輪が固定できるキャスター付きであること。
- ・転倒角 1 5 ° 以上 であること
- ・キャスターからキャスターまでの幅が縦・横ともに8 0 0 mm以下であること。

3、電子黒板用PC

- ・Windows 1 1 Pro（6 4bit）（日本語版）のデスクトップ型の筐体を電子黒板の台数分用意すること。
- ・Intel Core i 3 プロセッサ相当以上とすること。
- ・メモリ 8 GB 以上を搭載すること。
- ・256 GB 以上の SSD を搭載すること。
- ・DVD-ROM 読み書きが可能なドライブ（内蔵型）を搭載すること。

- ・DVDVideo再生ソフトを付属すること。
- ・USB ポートは4口以上を搭載すること。
- ・HDMI 出力ができること。
- ・ワイヤレスマウス、ワイヤレスキーボードをそれぞれ台数分用意すること。
- ・書画カメラと連携してオンライン授業を行えるように、マイクを台数分用意すること。
- ・Microsoft 社製 Office Standard Edition(Word, Excel, PowerPoint, One Note は必須) 最新版が利用できるような用意すること。アカデミックライセンス等が利用できるものについては、これを使用すること（スクールアグリーメントは不可）。最新の修正パッチ等の適用をおこなうこと。
- ・Windows Server CAL を電子黒板用PC台数分用意すること。
- ・テクノロライゾン社製 xSyncClassRoom の有料追加ライセンスを電子黒板用PC台数分用意すること。
- ・筐体が「5、収納ワゴン」に収納できる大きさであること。

4、書画カメラ

- ・メーカー保守は最長5年保証まで適用できるものを電子黒板の台数分用意すること。
- ・光学 12 倍ズーム機能を搭載したフルハイビジョン対応モデルであること。
(12 倍光学ズーム+16 倍電子ズーム 計 192 倍以上)
- ・撮像速度は最大60フレーム/秒相当以上とすること。
- ・HDMI 入力端子・HDMI 出力端子を備えていること。
- ・書画カメラ本体で写した画像の一時停止機能を搭載していること。
- ・書画カメラ本体で、PC からの入力画面と書画カメラの映像の切り換えが可能であること。
- ・書画カメラ専用 AC アダプターを書画カメラの台数分用意すること。
- ・オンラインでの活用を充実させるため、HDMI映像取り込み機能（HDMI入力からUSBへの出画）を有すること
- ・ミラキャスト機能が搭載されていること。

5、収納ワゴン

- ・キャスター付きで幅 500mm～700mm 程度、奥行き 450mm～700mm程度、高さ 700mm～900mm 程度である下記に示す要件を満たす収納ワゴンカート（サーバーラックでも可）を電子黒板台数分用意すること。
- ・収納ワゴン内に収納する電子黒板用管理 PC が、電子黒板や情報コンセント、電源コンセント等と接続する各種ケーブルを背面又は側面又は天板上から結線した状態で接続が可能であり、利用ができること。また、ワイヤレスマウス・キーボードが収納できること。
- ・正面扉は鍵付きであること。

- ・天板上には書画カメラ、無線 LAN 機器を据え置きにして利用が可能となるよう設置ができるものであること。

6、無線投影装置

- ・iOS端末から電子黒板にミラーリングが可能であること。
- ・イーサネット接続が可能であること。
- ・HDMI搭載HDおよびUHDテレビに対応できること。
- ・動作時温度：0～35℃程度であること。

B 無線 LAN アクセスポイント一式

【メーカー保守】

有り（5年保証）

【数量】

3 2 3 式

【納品先】

「調達物品の主な納品先」に記載のすべての学校の特別教室

【無線規格】

- ・IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax対応であることの規格に対応していること。
- ・2.4GHz/5GHz両帯域に対応した、アンテナ内蔵型であること。

それに加えて設定変更により2.4GHzのインターフェースを5GHzに変更できること。

【同時接続数】

- ・最大同時接続数510クライアントであること。

【暗号方式】

- ・WPA、WPA2 の暗号化方式に対応していること。

【機能】

- ・10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 規格に対応すること。
- ・動作温度範囲が0～+40℃の範囲に対応していること。
- ・仮想的にも無線LANコントローラーに準じる機能を持つ無線LANアクセスポイントは存在しないこと。またクラウド上の無線LANコントローラーに準じる機能を持つサーバーが存在しないこと。
- ・無線LAN管理システムが障害等で不在になった場合でも無線LANアクセスポイントの動作・機能には半永久的に一切影響しないこと。

- ・チャンネルの自動チューニングを実行する時間帯とクライアントの接続数の条件等を指定できること。
- ・同一SSIDに最大9999のプライベートPSKを設定できること。また認証に使用されたプライベートPSKによりアサインするユーザロール（VLAN、レートコントロール、接続可能時間等の指定）を決定できること。このPSK情報はローカルユーザデータベースとして無線LANアクセスポイントに格納されること。
- ・無線LANアクセスポイント上の2.4GHzと5GHzの各バンドは、無線クライアントのみ、メッシュのみ、または両用の3種類の設定が出来ること。メッシュリンクはメッシュ用のSSIDなどを設定することなく自動的に生成されること。

【添付機器】

- ・電子黒板用PCと無線LANアクセスポイントを接続するためのPoE+対応スイッチングハブ（10/100/1000 Mbpsギガビットイーサネット/5ポート以上）をアクセスポイントの台数分納入すること。（無線LANアクセスポイントの給電を想定しているが、PoE+からの給電に対応していない場合、メーカー純正のACアダプターもしくは対応するPoEインジェクターを納入すること）
- ・LAN ケーブル 3 m 以上(カテゴリ 6) をアクセスポイントの台数分添付すること。

【管理ソフトウェア 利用期間：5年間】

- ・無線LAN管理システムはクラウド版であり、クラウド上に無線LAN管理システムが存在すること。
- ・管理可能な無線LANアクセスポイント数は無制限であること。
- ・収容した無線LANアクセスポイントを一元管理・一括設定変更できること。
- ・収容した無線LANアクセスポイントのファームウェアのバージョンを一括もしくは分割で変更することが可能なこと。
- ・無線LANコントローラーという機器およびソフトウェアが存在しないシステム構成であること。
- ・ダッシュボード機能でネットワークやシステムのサマリー情報が参照できること。
- ・ダッシュボード機能で無線LANユーザのアクセスしたアプリケーションの統計情報が参照できること。
- ・アプリケーションの統計情報は、ネットワークポリシー毎、ロケーション等参照する範囲を限定する仕組みがあること。
- ・レポートは日時を指定して自動的に生成・電子メール送信するスケジューリング機能を有すること。
- ・レポートはアプリケーションの統計情報、クライアントの統計情報、管理しているデバイスの統計情報、その他の統計上から表示させる項目を選択可能なこと。
- ・マップ機能により、管理しているデバイスの状況（チャンネル、パワー等）、クライアントの位置、ヒートマップ等が表示可能なこと。
- ・リース期間中、本市からの依頼に基づき、無線LANアクセスポイントにおける軽微な設定変更（出力電波帯/出力電波強度の変更）に対応すること。
- ・リース期間中、無線LANアクセスポイントに繋がらない等のトラブルが発生した場合は、クラウド上の管理システムを介して原因調査を行うこと。

C ケーブル類、その他

- ・「調達物品の作業について」を参照すること。
- ・「調達物品と技術的要件について」を参照すること。
- ・調達物品及び今回の調達に係る設定をおこなった構築内容、設定内容の詳細を記したものを本市教育委員会に提供すること。

7－3）本調達物品技術仕様等に関する事項

- ・本調達物品に係る性能、機能、数量、設置場所及び技術等の要求要件は、「調達物品と技術的要件について」に示すとおりである。また、技術的要件は全て必須の要件である。
- ・調達する機器及びソフトウェアのうち、バージョンアップが予想される機器またはソフトウェアがある場合は、すみやかに本市教育委員会に報告すること。
- ・本仕様書の各項に関し、または、それ以外に必要な事項が生じた場合は、本市教育委員会と協議し、本市情報教育の推進に協力し本仕様書について解釈が異なるときは、本市教育委員会の解釈に従うこと。

以上